

障企発第0328002号

障障発第0328002号

平成19年3月28日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長

障害福祉課長

障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

### （1）介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑫の施設に入所又は入院している者については、①～⑫に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第11条及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19条第1項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の規定により法第5条第12項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ③ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- ④ 児童福祉法第7条第6項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所

- ⑦ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- ⑧ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。）
- ⑨ 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。）
- ⑩ 指定障害者支援施設（支給決定（生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。）を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。）
- ⑪ 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第2条の3に規定する施設（法第5条第5項に規定する療養介護を行うものに限る。）
- ⑫ 法附則第41条第1項によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設に限る。）（法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限る。）

## （2）介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合）には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。

その際、自立支援給付については、法第7条の他の法令による給付との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険

給付を受けることが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

#### ① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

#### ② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

#### ③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害程度区分が認定された場合に限る。）。

### (3) 補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は(2)の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。

介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

## 2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 法施行前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。

しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

## ○介護扶助と障害者施策との適用関係等について

(平成一二年三月三十一日)

(社援保第一八号)

(各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部(局)長あて厚生省社会・援護局保護課長通知  
生活保護法(昭和二五年法律第一四四号。以下「法」という。)による介護扶助と障害者施策  
(身体障害者施策及び知的障害者施策をいう。)との適用関係及び生活扶助の障害者加算他人介  
護料(以下「他人介護料」という。)の取扱いについて、左記のとおり整理したので、了知の  
上、管内実施機関に対して周知し、保護の実施に遺憾のなきを期されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和二二年法律第六七号)第二四五条の九第一項及び第三項  
の規定に基づく処理基準とする。

## 記

## 第一 介護扶助と障害者施策との適用関係

## 一 介護保険の被保険者に係る介護扶助と障害者施策との適用関係

介護保険の被保険者に係る介護扶助(法第一五条の二第一項第一号に規定する居宅介護  
(居宅療養管理指導及び特定施設入所者生活介護及び痴呆対応型共同生活介護を除く。))に  
係るものに限る。以下同じ。)と障害者施策との適用関係については、「介護保険制度と  
障害者施策との適用関係等について」(平成一二年三月二四日障企第一六号、障障第八号  
厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、同障害福祉課長連名通知)において定める介護  
保険制度と障害者施策との適用関係と同様、介護保険及び介護扶助が障害者施策に優先す  
るものであること。

ただし、介護保険制度における居宅介護サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーシ  
ョン及び通所リハビリテーション(医療機関により行われるものに限る。)に係るものの自  
己負担相当額については、身体障害者福祉法第十九条に規定する更生医療が介護扶助に優  
先して給付されることとなるため、更生医療の給付を受けることができる場合にはその限  
りにおいて介護扶助は適用されないので留意すること。

二 四〇歳以上六五歳未満の医療保険未加入者であって、介護保険法施行令(平成一〇年政  
令第四一二号)第二条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にある被保護者(以下  
「被保険者以外の者」という。)に係る介護扶助と障害者施策との適用関係

## (一) 基本的な考え方

被保険者以外の者に係る介護扶助と障害者施策との適用関係については、補足性の原  
理により、障害者施策が介護扶助に優先されるものであること。

したがって、介護扶助の給付は、要介護(支援)状態に応じた居宅介護サービス(訪問  
介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテ  
ーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与をいう。以下同  
じ。)に係る支給限度基準額(以下「支給限度額」という。)を限度として、障害者施策  
で賄うことができない不足分について行うものであること。

ただし、障害者施策のうち特定のサービスについて活用し得る余地がある場合であ  
っても、サービス利用計画上、必要な水準まで利用されていれば、同内容のサービスを除  
いて、介護扶助が行われるものであること。

## (二) 介護扶助による居宅サービスの種類と障害者施策との適用関係について

ア 介護扶助による訪問介護と身体障害者居宅介護及び知的障害者居宅介護との適用関  
係について

原則として、身体障害者居宅介護又は知的障害者居宅介護の活用を最大限図ったう  
えで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による訪問介護を  
給付することができるものであること。

ただし、身体障害者居宅介護及び知的障害者居宅介護における移動介護について  
は、介護保険及び介護扶助による訪問介護と異なる目的と効果をもつことから、介護  
扶助による居宅介護サービスに相当する障害者施策として取扱わないこと。

イ 介護扶助による訪問入浴介護と障害者施策による訪問入浴サービスとの適用関係に  
ついて

原則として、障害者施策による訪問入浴サービスの活用を最大限図ったうえで、な  
お、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による訪問入浴介護を給付  
することができるものであること。

ウ 介護扶助による短期入所生活介護と身体障害者短期入所及び知的障害者短期入所と  
の適用関係について

原則として、身体障害者短期入所又は知的障害者短期入所の活用を最大限図ったう  
えで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による短期入所生  
活介護を給付することができるものであること。

エ 介護扶助による通所介護と身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスと  
の適用関係について

原則として、身体障害者デイサービス又は知的障害者デイサービスの活用を図った

うえて、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による通所介護を給付することができるものであること。

ただし、身体障害者デイサービスにあっては社会適応訓練及び創作的活動、知的障害者デイサービスにあっては社会適応訓練及び文化的活動といった介護扶助と異なる固有の目的と機能を有するサービスを提供していることから、その内容を勘案し、介護扶助による通所介護に相当するものとして取り扱うことが適当ではないと認められる場合には、当該身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスの活用とは別に介護扶助を行うことができること。

オ 介護扶助による福祉用具貸与と障害者施策による補装具の給付等との適用関係について

厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成十一年厚生省告示第九三号)について、身体障害者福祉法第一八条第二項又は知的障害者福祉法第一五条の三第三項の規定に基づく日常生活用具若しくは身体障害者福祉法第二〇条第一項の規定に基づく補装具の給付の活用が図られる場合には、当該給付では満たされない需要について介護扶助による福祉用具貸与を行うことができること。

ただし、当該給付が行われた場合においても、支給限度額には影響はないこと。

カ 介護扶助による住宅改修と障害者施策による住宅改修との適用関係について

障害者施策による住宅改修を行ったうえで、なお、不足する分について支給限度額を限度として介護扶助による住宅改修を給付することができるものであること。

(三) 障害者施策を受給した場合の介護扶助の上限額の算定について

障害者施策を受給した場合の居宅介護サービスに係る介護扶助については、支給限度額から以下に掲げる各号の合計額を控除した額を上限として行うことができること。

ア 身体障害者居宅介護及び知的障害者居宅介護(二の(二)のアのただし書に該当するサービスを除く。)、身体障害者短期入所及び知的障害者短期入所並びに身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービス(二の(二)のエのただし書に該当するサービスを除く。)を受給した場合は、居宅生活支援費額(身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成一五年厚生労働省告示第二七号)別表に規定する支援費額及び知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準(平成一五年厚生労働省告示第二九号)別表に規定する支援費額をいう。)(ただし、全身性障害者に提供される身体障害者居宅介護(二の(二)のアのただし書に該当するサービスを除く。))については、支給限度額内でケアプランを作成する場合の訪問介護に相当する当該サービスに要する費用が支給限度額のおおむね五割を超える場合は当該額)

イ 障害者施策による訪問入浴サービスを受給した場合は、一回当たり一、五〇〇円

第二 他人介護料の算定の考え方について、

一 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、第一の取扱いに沿って、介護保険、介護扶助及び障害者施策による居宅介護を利用可能限度まで活用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものであること。

そのため、次のいずれかに該当する場合には、他人加護料を算定してはならないこと。

(一) 被保険者

ア 要介護認定を受けていない場合

イ 要介護認定は受けているが、支給限度額まで活用していない場合(全身性障害者については、活用し得る障害者施策による居宅介護を活用していない場合を含む。)

(二) 被保険者以外の者

ア 要介護認定(市町村等に委託して行う要介護状態等の審査判定をいう。この項以下同じ。)を受けていない場合

イ 要介護認定は受けているが、活用し得る障害者施策による居宅介護及び介護扶助のサービス水準の合計が、支給限度額に相当する水準に至っていない場合

なお、介護保険及び介護扶助が適用となった場合においても、障害者の従前の障害者施策等による居宅介護の水準以上を確保できるよう、障害関係部局と十分調整すること。

二 夜間の取扱いについて

夜間(早朝、深夜を含む。以下同じ。)における他人介護料の取扱いについては、介護保険又は障害者施策により夜間の巡回型訪問介護サービスが提供されている地域においては、当該サービスの活用を図るものとし、当該サービスの利用により夜間の介護需要を満たすことができると認められる場合には、算定を行わないこと。